

総社市告示第10号

総社市延長保育事業の実施及び促進に関する要綱（平成17年総社市告示第31号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、保育所、<u>地域型保育事業</u>を行う事業所に通所中の児童及び認定こども園に通園中の教育及び保育時間相当利用児（以下「児童」という。）の保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(延長保育の対象児童等)</p> <p>第2条 延長保育は、保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事情により、保育時間を延長する必要があると認められる児童を対象として保育所、<u>地域型保育事業</u>を行う事業所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において実施するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助制度)</p> <p>第8条 市長は、延長保育の促進を図るため、延長保育に自主的に取り組む<u>保育所、地域型保育事業を行う事業所及び私立認定こども園</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、保育所、<u>特定地域型保育の事業</u>を行う事業所に通所中の児童及び認定こども園に通園中の教育及び保育時間相当利用児（以下「児童」という。）の保育時間の延長に対する需要に対応するため、延長保育事業（以下「延長保育」という。）の実施及び促進のために必要な事項を定め、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(延長保育の対象児童等)</p> <p>第2条 延長保育は、保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事情により、保育時間を延長する必要があると認められる児童を対象として保育所、<u>特定地域型保育の事業</u>を行う事業所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において実施するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(補助制度)</p> <p>第8条 市長は、延長保育の促進を図るため、延長保育に自主的に取り組む<u>私立保育所（中央保育所を含む。）及び特定地域型保育の事業を行う事業所</u>に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。